

町有財産売却の一般競争入札説明書

令和6年8月

宇多津町総務課

目 次

	ページ
1. 入札物件	1
2. 入札に参加することができない者	2
3. 入札参加の申込	4
4. 現地説明会	5
5. 入札保証金の納付	5
6. 入札及び開札の日時、場所	5
7. 入札日の持参品等	5
8. 入札の注意事項	6
9. 開札、入札結果	6
10. 入札の無効	6
11. 落札者の決定	6
12. 入札保証金の還付	7
13. 契約の締結	7
14. 売買代金の支払方法	7
15. 所有権の移転、費用負担	7
16. 契約に付す主な条件	7
17. その他の注意事項	8

様式

「町有財産売却の一般競争入札参加申込書兼受付書」(様式1)	9
「誓約書」(様式2)	11
「委任状」(様式3)	12
「入札書」(様式4)	13

物件調書

物件番号1	14
-------	----

入札に参加される方は、次の事項をお読みの上、参加してください。

1. 入札物件

物件 番号	所在地	土地		最低売却 価格(円)	備考
		地目	実測面積(m ²)		
1	宇多津町字網ノ浦 1897番7	宅地	81.19	2,570,000	

●注意事項

- 1 入札参加申込受付期間内（令和6年8月19日～令和6年8月30日）に所定の方法により入札参加申込みをした方のみが、入札に参加できます。
- 2 最低売却価格以上の最高価格で落札した方に売却します。
- 3 入札後、入札の結果（①落札者が法人の場合はその名称又は商号及び所在地、②落札者が個人の場合は氏名及び住所、③落札金額、④個人の入札者数と法人の入札者数、⑤各入札者の入札金額、⑥入札日時、⑦入札執行責任者、⑧入札物件の物件番号と所在地、⑨入札執行場所、⑩最低売却価格等）については、公表や問い合わせへの回答を行います。
また、契約後、契約内容（①契約者が法人の場合はその名称又は商号及び所在地、②契約者が個人の場合は氏名及び住所、③契約金額、④契約物件の所在地、地目、面積、⑤契約日等）については、公表や問い合わせへの回答を行います。
- 4 入札参加資格の確認のため、関係機関に照会する場合があります。

●町有財産売却の一般競争入札に関する問い合わせ・入札参加申込先

〒769-0292

香川県綾歌郡宇多津町1881番地

宇多津町総務課

TEL 0877-49-8013

2. 入札に参加することができない者

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号、以下「施行令」という。）第167条の4第1項の規定に該当する者（未成年者、成年被後見人、被保佐人、被補助人、破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者）
- (2) 施行令第167条の4第2項の各号のいずれかに該当すると認められた者で、町長が3年以内の期間を定めて一般競争入札に参加できないこととしている者

注1：施行令第167条の4第2項各号は、次のとおりです。

- 1 契約の履行に当たり、故意に工事、製造その他の役務を粗雑に行い、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者
- 2 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者
- 3 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げた者
- 4 地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の2第1項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者
- 5 正当な理由がなくて契約を履行しなかった者
- 6 契約により、契約の後に代価の額を確定する場合において、当該代価の請求を故意に虚偽の事実に基づき過大な額で行った者
- 7 この項（この号を除く。）の規定により一般競争入札に参加できないこととされている者を契約の締結又は契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用した者

注2：町長が3年以内の期間を定めて一般競争入札に参加できないこととしている者は、次のとおりです。

- 1 宇多津町建設工事指名停止等措置要領（平成18年宇多津町要領第1号）による指名停止期間中の者
- 2 宇多津町物品の買入れ等に係る指名停止等措置要領（平成23年宇多津町要領第2号）による指名停止期間中の者
- 3 その他施行令第167条の4第2項の規定による入札参加資格停止期間中の者

- (3) 上記（2）に該当する者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者
- (4) 町有地の売払いに関する事務に従事する宇多津町職員
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条に規定する暴力団
- (6) 代表一般役員等（申込者の代表役員等（申込者が個人である場合にはその者を、申込者が法人である場合には代表権を有する役員（代表権を有すると認めるべき肩書を付した役員を含む。）をいう。）、一般役員等（法人の役員（執行役員を含む。）又はその支店若しくは営業所を代表する者（代表役員等に含まれる場合を除く。）をいう。）又は経営に事実上参加している者をいう。以下同じ。）が暴力団関係者（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定

する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員以外の者で同条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）と関係を持ちながら、その組織の威力を背景として同条第1号に規定する暴力的不法行為等を行うもの若しくは暴力団に資金等を供給すること等によりその組織の維持及び運営に協力し、若しくは関与するものをいう。以下同じ。）であると認められるもの。

- (7) 代表一般役員等が、業務に関し、自社、自己若しくは第三者の不正な財産上の利益を図るため又は第三者に債務の履行を強要し、若しくは損害を加えるため、暴力団又は暴力団関係者を利用したと認められるもの。
- (8) 代表一般役員等が、暴力団又は暴力団関係者に対して、名目のいかんを問わず、金銭、物品その他の財産上の利益を与え、又は便宜を供与したと認められるもの。
- (9) 代表一般役員等が、暴力団又は暴力団関係者と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるもの。
- (10) 契約等の相手方が第6号から第9号までのいずれかに該当する者であることを知りながら、当該者と下請契約又は資材等の購入契約を締結する等当該者を利用したと認められるもの。
- (11) 第6号から第9号までのいずれかに該当する者と下請契約又は資材等の購入契約を締結する等当該者を利用していた場合（前号に該当する場合を除く。）において、町が当該下請契約又は資材等の購入契約を解除する等当該者を利用しないように求めたにもかかわらず、これに従わなかったもの。
- (12) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号。以下「団体規制法」という。）第5条に規定する観察処分の決定を受けた団体及び代表一般役員等が当該団体の役職員又は構成員であるもの
- (13) その他町長が不相当と認める者

※ 入札参加資格の確認のため、関係機関に照会する場合があります。

3. 入札参加の申込

(1) 入札に参加を希望される方は、入札参加申込受付期間内（令和6年8月19日～令和6年8月30日）に、次の書類を添えて「町有財産売却の一般競争入札参加申込書兼受付書（様式1）（以下「申込書」という。）」を提出してください。

申込書（様式1）及び誓約書（様式2）に押印される印鑑は、印鑑登録をしている印鑑を使用してください。

① 個人の場合	ア 住民票 イ 誓約書（様式2） ウ 印鑑登録証明書
② 法人の場合	ア 登記事項証明書（現在事項全部証明書） イ 誓約書（様式2） ウ 印鑑証明書

注1 住民票、登記事項証明書（現在事項）及び印鑑（登録）証明書は、交付の日から1か月以内のものを添付してください。

(2) 入札参加申込受付期間

申込方法	入札参加申込受付期間
持参の場合	令和6年8月19日（月）から 令和6年8月30日（金）まで （受付時間：午前9時から午後5時まで）
郵送の場合	上記期間内に、簡易書留により到達したものに限る。

注1 土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日の受付は行いません。なお、受付時間は、午前9時から午後5時までです。

2 電送による申込は受け付けません。

(3) 申込先

香川県綾歌郡宇多津町1881番地

宇多津町総務課

TEL 0877-49-8013

(4) 郵送される場合、次のいずれかに該当する申込みは受け付けできませんので、ご注意ください。

① 受付期間を過ぎてから町に到達したもの

② 申込書に住民票、誓約書及び印鑑登録証明書が添付されていないもの（個人の場合）

申込書に登記事項証明書（現在事項）、誓約書、印鑑証明書及び役員一覧が添付されていないもの（法人の場合）

- ③ 申込書、誓約書及び役員一覧の記載に不備があるもの、又は記載が不明瞭なもの
- ④ 入札参加物件の不明確なもの

4. 現地説明会

物件の現地説明会は行いませんので、現地の確認及び諸規制の状況等の調査を必ず行ってください。

5. 入札保証金の納付

入札参加申込受付期間終了後に宇多津町から送付される納付書を用いて、最低売却価格の100分の5以上に相当する金額を、入札までに金融機関で納付してください。

6. 入札及び開札の日時、場所

物件番号	場 所	年 月 日	時 間	
1	宇多津町1881番地 宇多津町役場本館 3F会議室	令和6年9月10日(火)	受付	9:30~10:00
			入札	10:00~

- 注1 受付時間内に来られない場合は、入札に参加できませんので、ご注意ください。
- 2 入札開始時間は、受付状況等により、多少前後することがあります。
- 3 開札は、入札終了後、直ちに行います。

7. 入札日の持参品等

- (1) 申込書の写し(町から手渡し又は郵送したもの)
- (2) 委任状(代理人が入札を行う場合)
法人の代表権のない方や個人でやむを得ず代理の方が入札に参加される場合は、委任状(様式3)を提出してください。
- (3) 入札書(様式4)
- (4) 印鑑
本人の場合は、申込書に押印された印鑑(印鑑登録をしている印鑑)、代理人の場合は、委任状に押印された代理人の印鑑を持参してください。
- (5) 封筒
入札書を入れる封筒を持参してください。(「物件番号1売却に係る入札書在中」と表示のこと)
- (6) 入札保証金の納付を証する書面
納付した入札保証金の領収書(正本)を持参してください。
- (7) 筆記用具

8. 入札の注意事項

- (1) インク又は墨で必要な事項を記入し記名押印した入札書を封筒に入れ、提出してください。
封筒には、「物件番号 1 売却に係る入札書在中」と表示してください。
- (2) 入札は、1人1通とし、入札者は他の入札者の代理人にはなれません。
- (3) 入札金額は、入札用紙に右詰めで物件の価額をアラビア数字（算用数字）で表示し、最初の数字の前に「¥」を記入してください。なお、入札金額の最小単位は、万円とします。
- (4) 事由のいかんにかかわらず、提出した入札書の取換え、変更又は取消しをすることはできません。
- (5) 代理人が入札する場合は、入札前に委任状を提出し、入札書には代理人名を記入押印してください。

9. 開札、入札結果

- (1) 開札は、入札後直ちに入札者の面前で行います。ただし、入札者が開札に立ち会わない場合は、町が指定した者を立ち会いさせて開札しますが、その場合は異議の申立てはできません。
- (2) 開札した結果、落札者があるときは、その者の氏名（法人の場合は、その名称）及び金額を、落札者がいないときはその旨を開札に立ち会った入札者に口頭によりお知らせます。

10. 入札の無効

次の各号に該当する入札は、無効とします。

- (1) 上記2. に掲げる入札に参加することができない者が入札した場合
- (2) 申込書等事前に指定した書類（委任状を含む。）を提出していない場合
- (3) 申込書の写しを持参していない場合
- (4) 入札者が連合して入札したと認められた場合
- (5) 入札に際し不正の行為があった場合
- (6) 入札者が2以上の入札をした場合
- (7) 入札保証金の納付がない場合
- (8) 入札書に氏名その他重要な文字又は押印が誤脱し、又は不明である場合
- (9) 入札書の金額を訂正した場合
- (10) 本入札説明書に違反した場合
- (11) 入札担当者の指示に従わない場合
- (12) 郵便等による送付又は電送による入札
- (13) 前各号に掲げるもののほか、入札者が契約担当者のあらかじめ指定した事項に違反した場合

11. 落札者の決定

落札者は、最低売却価格以上で、最高の金額をもって入札した者とし、
ただし、落札者となる同価の入札者が2人以上ある場合は、直ちに「くじ」

によって落札者を決定します。

その場合、「くじ」を引かない者があるときは、これに代えて、当該入札事務に関係のない職員が引いて決定します。

12. 入札保証金の還付

入札保証金は、落札者以外の方には、還付します。還付の手続については、別途お知らせします。

なお、落札者の入札保証金は、「売買代金」又は「契約保証金」に充当もしくは契約締結後に還付します。

13. 契約の締結

落札者は、契約書を郵送する場合その他やむを得ない理由があると町が認めた場合以外は、落札決定の日から30日以内に町有財産売買契約書により契約を締結する必要があります。

なお、落札者が期限までに契約を締結しない場合は、落札はその効力を失い、落札者が納付した入札保証金は、町に帰属することになります。

14. 売買代金の支払方法

売買代金の支払方法は、次の2通りの方法がありますので、いずれの方法によるかは落札後にお申し出ください。

(1) 売買契約締結と同時に、売買代金全額を納入する方法

○ 入札保証金・・・・・・・・・・売買代金に充当又は還付

(2) 売買契約締結前に契約金額の100分の10に相当する金額以上の契約保証金を納付した後、町の発行する納入通知書により契約締結日から30日以内に納入する方法

○ 入札保証金・・・・・・・・・・契約保証金に充当又は還付

○ 契約保証金は、売買代金の支払いが行われなかった場合には、町に帰属することになります。

なお、詳細については、落札者に説明します。

15. 所有権の移転、費用負担

(1) 売買代金を完納したときに所有権の移転があったものとし、直ちに物件を現況のまま引き渡します。

(2) 所有権の移転登記は、物件の引き渡し後、町が買主の請求により所有権移転登記の嘱託を行います。

(3) 売買契約書（町保管用のもの1部）に貼付する収入印紙、所有権の移転登記に必要な登録免許税等、本契約の締結及び履行に関して必要な一切の費用は、落札者の負担とします。

16. 契約に付す主な条件

契約書には、次の条件が付されますので、ご注意ください。

(1) 用途制限

- ① 落札者は、所有権移転の日から5年間、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する風俗営業及び同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業その他これらに類する業の用に供することはできません。
- ② 落札者は、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団の事務所の用に供することはできません。
- ③ 落札者は、団体規制法第5条に規定する観察処分の決定を受けた団体の事務所の用に供することはできません。
- ④ 落札者は上記①～③の用途に供されることを知りながら所有権を第三者に移転し、又は売買物件を第三者に貸すことはできません。

(2) 実地調査

上記(1)の履行状況を確認するため、町は必要があると認めるときは実地の調査をし又は必要な報告を求めることができるものとし、落札者は、その調査を拒み、若しくは妨げ、又は報告を怠ることはできません。

(3) 違約金

上記(1)、(2)の条件に違反した場合は、落札者は、売買代金の100分の30に相当する額を違約金として町に支払わなくてはなりません。

(4) 原状回復義務

落札者は、契約に定める義務を履行しないことにより契約を解除された場合は、売買物件を原状に回復して返還しなければなりません。

(5) 特別違約金

町は、町の選択により、契約の解除権の行使に代えて特別違約金を請求できるものとし、ます。

17. その他の注意事項

- (1) 物件の引き渡しは現況のままで行います。したがって、工作物(フェンス、擁壁、給排水施設、舗装など)及び樹木等を含むものとし、越境物がある場合についても現状有姿のままで引渡します。

必ず事前に現地の確認をし、その状況を承知のうえ入札に参加してください。契約後、隠れた瑕疵が発見された場合でも、町は責任を負いません。

- (2) 建築物を建築するに当たっては、建築基準法等各種法令等の規制や開発負担金等が必要となる場合がありますので、事前に関係機関等に確認してください。
- (3) 入札保証金及び契約保証金は、その受け入れ期間について、利子は付しません。
- (4) 落札者の売買契約に関する予約完結権の譲渡はできません。
- (5) 入札結果や契約内容(物件の所在地、地目、用途地域区分、数量、落札金額、契約金額等)を公表します。
- (6) 入札及び契約については、この説明書に記載しているもの以外は、地方自治法、同法施行令及び宇多津町契約規則(昭和45年宇多津町規則第9号)に基づいて、行います。

(様式1)

※受付番号

町有財産売却の一般競争入札参加申込書兼受付書

下記の町有財産売却の一般競争入札に参加したいので、「町有財産売却の一般競争入札説明書」記載の内容を了知の上、必要書類を添付の上申し込みます。

宇多津町長 谷川俊博 殿

令和 年 月 日

申込者 住所
(所在地)

氏名
(法人名及び代表者名) 印

電話番号

[共有者がいる場合に記入してください。]

共有者 住所
氏名 印

記

物件番号	所在地
1	宇多津町字網ノ浦1897番7

一般競争入札参加申込書兼受付書(様式1)の注意事項

- 1 ※印の「受付番号」欄は記入しないでください。
- 2 希望する物件番号を○で囲んでください。
- 3 個人の場合は、住民票、誓約書(様式2)及び印鑑登録証明書を各 1 部添付してください。
- 4 法人の場合は、登記事項証明書(現在事項全部証明書)、誓約書(様式2)、印鑑証明書を各 1 部添付してください。
- 5 共有による申込みの場合は、共有者の持分比率を氏名欄に記載するとともに、共有者全員の住民票、誓約書及び印鑑登録証明書を添付してください。
- 6 申込書に押印される印鑑は、印鑑登録をしている印鑑を使用してください。
- 7 申込みの受付をした後、この本書の写しをお渡し(送付)します。
- 8 入札会場への入場には、この写しが必要となりますので、大切に保管してください。

なお、入札会場には、申込者本人又は代理人(代理人の場合は委任状が必要です。)が必ず出席してください。出席がなかった場合は、入札を辞退したものとしますので、ご了承ください。

(様式2)

誓 約 書

令和 年 月 日

宇多津町長 谷 川 俊 博 殿

申込者 住所
(所在地)
氏名
(法人名及び代表者名) 印

[共有者がいる場合に記入してください。]

共有者 住所
氏名 印

令和6年 月 日付けで入札公告のありました町有財産売却の一般競争入札参加申込みに当たって、下記のことを誓約します。

記

1. 当該入札に係る「町有財産売却の一般競争入札説明書」に記載されている入札に参加できない者に該当しないことを誓約します。
2. 入札に対し、入札物件の状況、入札説明書の内容、入札説明等すべて承知の上参加します。後日これらの事柄について宇多津町に対し、一切の異議、苦情を申し立てません。

- 注1 誓約書に押印される印鑑は、印鑑登録をしている印鑑を使用してください。
2 入札物件毎に作成してください。

(様式3)

委 任 状

令和 年 月 日

宇多津町長 谷 川 俊 博 殿

申込者 住 所

(所在地)

氏 名

(法人名及び代表者名)

印

[共有者がいる場合に記入してください。]

共有者 住所

氏名

印

私は、(住所)

(氏名)

印(入札書

使用印)を代理人と定め、令和6年9月10日執行の下記の町有財産売却の一般競争入札に関する一切の権限(入札保証金の納付及び還付金の受領等入札に附随する一切の権限を含む。)を委任します。

記

物件番号	所 在 地
1	宇多津町字網ノ浦1897番7

注1 権限を委任する物件番号を○で囲んでください。

2 申込者及び共有者が押印される印鑑は、申込書に押印された印鑑(印鑑登録をしている印鑑)を使用してください。

3 入札物件ごとに作成してください。

(様式4)

入 札 書

令和 年 月 日

契約担当者

宇多津町長 谷 川 俊 博 殿

入札者 住所

氏名

印

宇多津町契約規則及び町有財産売却の一般競争入札説明書を承諾の上、下記のとおり入札します。

金 額			億	千	百	十	万	千	百	十	円
-----	--	--	---	---	---	---	---	---	---	---	---

入札する物件

物件番号	所 在 地
1	宇多津町字網ノ浦1897番7

- 注：1. 「入札する物件」については、該当する物件番号を○で囲むこと。
2. 入札者の氏名は、法人にあっては、商号又は名称及び代表者の氏名を記載して代表者印を押印すること。
3. 代理人が入札する場合は、入札前に委任状を提出し、入札書に代理人名を記入押印すること。
4. 入札金額は、アラビア数字をもって消し難いもので記載するとともに頭書に¥の記号を付記すること。
5. 入札金額は、訂正しないこと。
6. 入札年月日は、入札の日を記載すること。
7. 入札金額の最小単位は、万円とする。

物 件 調 査 書

物件番号	1
------	---

所在地	宇多津町字網ノ浦1897番7				
土地面積	81.19㎡	地目	宅地	形状	明細図のとおり
接面道路の幅員及び状況	南側：町道（幅員：約7.5m、舗装） 東側：私道（幅員：約8m、舗装）				
法令等に基づく制限	都市計画法	非線引都市計画区域			
	建築基準法	用途地域	近隣商業地域		
		建ぺい率	80%		
		容積率	200%		
		防火指定	建築基準法第22条地区		
	その他				
その他の法律	景観計画区域(景観形成重点区域)				
私道負担等に関する事項	負担の有無	無	負担の内容		
供給処理施設の状況	区分	配管等の状況		事業所名	
	電気	接面道路配線 有		四国電力(株)	
	上水道	敷地内に引込 有		香川県広域水道企業団	
	下水道	有			
	都市ガス	有			
交通機関	鉄道	JR予讃線宇多津駅	約1.3km(道路距離)		
公共施設	町役場等	宇多津町役場	約0.3km(道路距離)		
	小学校	宇多津小学校	約1.8km(道路距離)		
	中学校	宇多津中学校	約1.3km(道路距離)		
参 考 項	<p>1 土地の状況等</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 地下調査、地盤調査はしていない。 ○ 間口約17m、奥行約5.5mの不整形地である。 ○ 概ね平坦地である。 ○ 土壌汚染については、香川県森林部環境管理課での調査によれば、土壌汚染対策法に規定する有害物質使用特定施設に相当する工場等の敷地であった事は確認できなかった。 ○ 敷地南東角に照明灯の基礎が存置されている。 				

※この物件調書は当該土地の状況等を説明するものであり、権利関係を確定するものではありません。

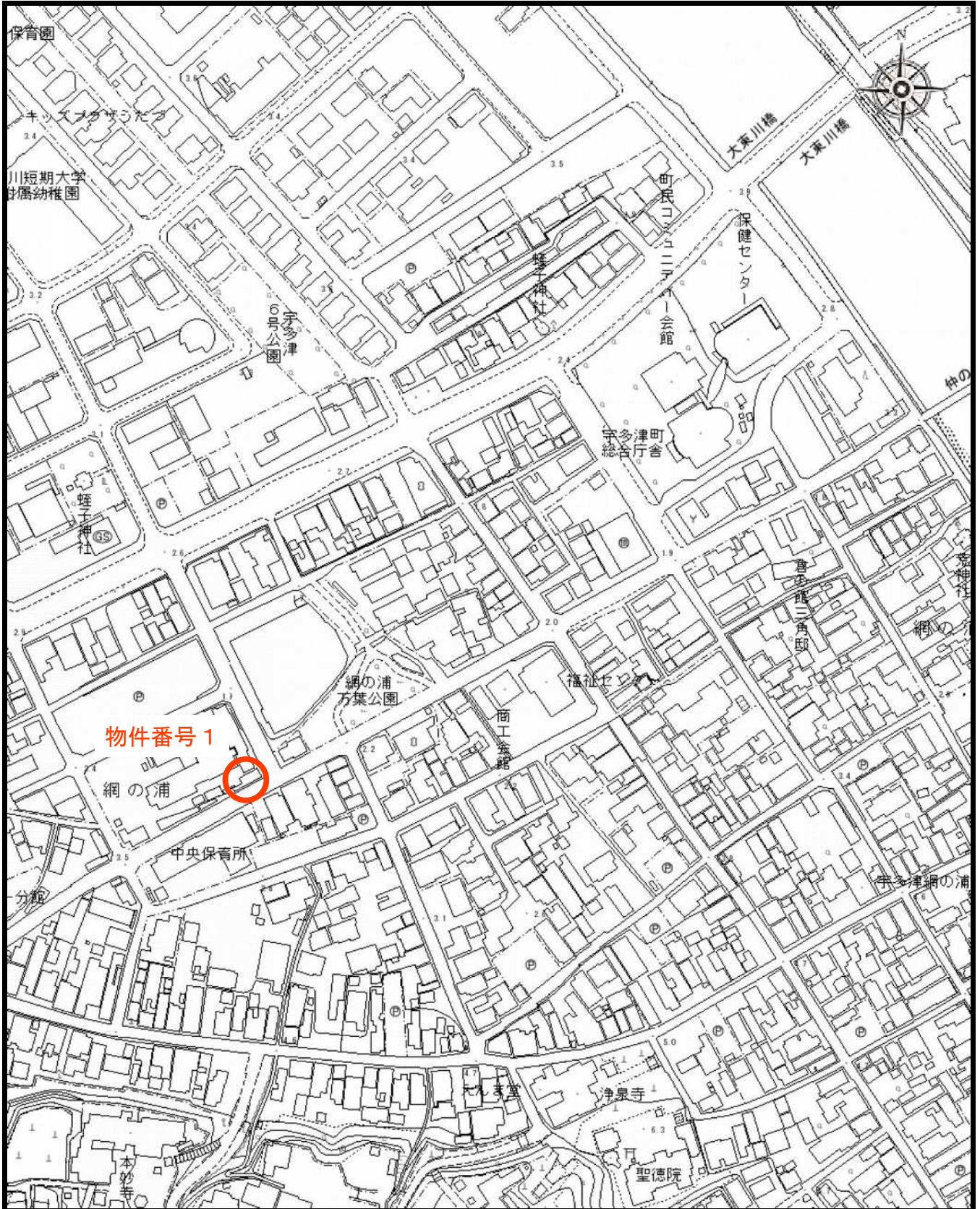
敷地東から



敷地西から



位置図



物 件 調 書

物件番号	1
------	---

所在地	宇多津町字網ノ浦1897番7				
土地面積	81.19㎡	地目	宅地	形状	明細図のとおり
接面道路の幅員及び状況	南側：町道（幅員：約7.5m、舗装） 東側：私道（幅員：約8m、舗装）				
法令等に基づく制限	都市計画法	非線引都市計画区域			
	建築基準法	用途地域	近隣商業地域		
		建ぺい率	80%		
		容積率	200%		
		防火指定	建築基準法第22条地区		
	その他				
その他の法律	景観計画区域(景観形成重点区域)				
私道負担等に関する事項	負担の有無	無	負担の内容		
供給処理施設の状況	区分	配管等の状況		事業所名	
	電気	接面道路配線 有		四国電力(株)	
	上水道	敷地内に引込 有		香川県広域水道企業団	
	下水道	有			
	都市ガス	有			
交通機関	鉄道	JR予讃線宇多津駅	約1.3km(道路距離)		
公共施設	町役場等	宇多津町役場	約0.3km(道路距離)		
	小学校	宇多津小学校	約1.8km(道路距離)		
	中学校	宇多津中学校	約1.3km(道路距離)		
参 考 項	<p>1 土地の状況等</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 地下調査、地盤調査はしていない。 ○ 間口約17m、奥行約5.5mの不整形地である。 ○ 概ね平坦地である。 ○ 土壌汚染については、香川県森林部環境管理課での調査によれば、土壌汚染対策法に規定する有害物質使用特定施設に相当する工場等の敷地であった事は確認できなかった。 ○ 敷地南東角に照明灯の基礎が存置されている。 				

※この物件調書は当該土地の状況等を説明するものであり、権利関係を確定するものではありません。

敷地東から



敷地西から



位置図

